

議案第86号

静岡市営住宅条例の一部改正について

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

第34条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表第1中

「

清水羽衣団地	静岡市清水区三保
清水三保団地	静岡市清水区三保

を

」

「

清水羽衣団地	静岡市清水区三保
--------	----------

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市営住宅条例第34条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に到来する支払期に係る損害賠償金について適用し、同日前に到来した支払期に係る損害賠償金については、なお従前の例による。